

多度津町農業委員会議事録

平成29年6月19日午前9時24分より午前9時49分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 議案第1号 | 使用貸借解約通知について（報告） |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について |
| 議案第4号 | 農業経営改善計画認定申請に対する意見の決定について |
| 報告 | その他 |

出席状況
出席委員(22名)

議長	秋 山 義 充
職務代理者(2番)	斯 波 貞 和
職務代理者(3番)	長 目 俊 彦
4番委員	谷 口 正 則
7番委員	大 西 和 芳
8番委員	村 井 登 夫
9番委員	山 地 正 夫
10番委員	松 岡 安 男
11番委員	香 川 篤 則
12番委員	大 谷 泰 敏
13番委員	土 田 敏 雄
14番委員	三 野 敏 彦
15番委員	山 地 孝 雄
16番委員	塚 本 繁 造
17番委員	横 關 幹 夫
18番委員	矢 野 和 幸
19番委員	大 島 弘 行
21番委員	山 崎 義 俊
22番委員	松 浦 昌 正
23番委員	藪 昌 子
24番委員	塩 入 達 彦
25番委員	篠 原 壽 雄

欠席委員(3名)

5番委員	亀 山 均
6番委員	堀 家 徹
20番委員	中 津 德 久

農業委員会事務局職員

事務局長	谷口 賢司
農地係長	吉田 清司
農地係	橋本 知子

審 議 内 容

事務局長 それでは、皆さんお集まりのようでございますので、ただいまより平成29年6月の多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

会長 それでは、開催に当たりまして、秋山会長よりご挨拶申し上げます。
おはようございます。

非常に暑くなってきましたが、梅雨に入っただけの雨が梅雨というのにふさわしくないような時期でございますが、今晚、あしたあたりからそろそろ梅雨らしくなるようでございますが、田植えも順調に進んでいるようで、そういう中、作業面、特に忙しくなる時期となつてまいりましたが、皆様方には何かとご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

農政のほうも、皆さんもご案内になるかと思いますが、国のほうでいろいろと言われておる。どれだけ活用できていけるかというところではございますが、研修等を踏まえてできるだけ取り組んでいくということで、変わり目の時期かと思いますが、委員会も7月の改選を受けてのもう最終段階に入つるとということで、また閉会后、協議会、勉強会を予定しているようでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、早速ではございますが、開会いたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日の農業委員会定例会の出欠でございます。亀山委員さん、堀家委員さん、中津委員さんが所用のため欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

次に、本会議の成立でございますが、出席委員は25名中22人でございます。そのため、多度津町農業委員会規則第6条にございます過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議長を選出でございますが、多度津町農業委員会規則第4条に会長は議長となり議事を整理することになっておりますので、秋山会長にお願ひいたします。

議長 それではまず、例によりまずけど署名委員の選出でございますが、私のほうより指名させていただきます。12番の大谷委員さん、13番の土田委員さん、よろしくお願ひいたします。

それでは、議題に入ります前に、昨日の小委員会の報告のほうを、例によりまして代表者の方、よろしくお願ひいたします。

24番委員 おはようございます。

小委員会の報告を行います。昨日の9時より秋山会長、それから斯波、

長目両副会長、事務局のほうから谷口局長、吉田係長、それから委員といたしまして松浦委員、篠原委員と私、合計8名で現場を見てきました。

見た現場といたしましては2号議案です。この分が5カ所。それから、3号議案、これは事業計画の変更ということなんですけども、この場所が2カ所、合計で7カ所ほど現地確認をやってきました。いずれの現地につきましても、特段の問題はないという見解になりました。きょうは事務局よりもっと詳しい案件の説明があると思いますが、委員の皆様方にはさらなるご審議のほどよろしくをお願いします。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

それでは、議題に移らせていただきます。

議案第1号 使用貸借解約通知についてを議題といたします。よろしくをお願いします。

事務局

議案書の1ページをごらんください。

【議案第1号1番について 議案書を基に朗読】

備考といたしまして、借り受け人の体調が思わしくないため解約し、機構を通じて別の方に貸借する予定です。

以上です。

議長

報告案件ということでよろしくご理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局お願いいたします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第2号1番から5番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましましては、農業振興地域内の農用地でありましたが、4月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由としては分家住宅となっております、まず農地の区分と目的につきましましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成29年8月10日、工事完了が平成30年7月31日となっていますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費、建築費等で合計1,800万円となっており、資金計画書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地でありましたが、4月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として分家住宅となっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成29年8月1日、工事完了が平成30年1月31日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費、建築費等で合計2,500万円となっております。資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

番号3番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

申請地は農業振興地域内の農用地となります。ただし、農業用目的については許可の例外があります。転用目的については、隣接農地への進入路の転用となっております。県より農地への進入路の転用案件につきましては、農振除外申請は不要となっております。転用内容については農地と判断していますので、問題ありません。農地の立地基準としては、区分と目的につきましては適当であると判断しております。その他の基準についてですが、工事着工は平成29年8月1日、工事完了が平成29年8月10日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費で合計14万円となっております。資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

続きまして、番号4番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地でありましたが、4月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として分家住宅及び進入路となっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成29年8月1日、工事完了が平成30年7月31日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費、建築費等で合計3,500万円となっております。資金計画書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

番号5番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地でありま

したが、4月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として分家住宅となっておりますので、まず農地の区分と目的につきましてもは適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成29年8月20日、工事完了が平成30年10月30日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費、建築費等で合計1,550万円となっております、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

以上、5件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから、許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

2号議案、事務局より説明ございましたが、皆さんのほうからご意見、ご質問等ございましたらご発言いただきたいと思っております。

分家住宅、進入路、特に分家住宅ということで一つの形として認めやすい、わかりやすい案件かとは思っています。

18番委員

ちょっと一つ質問。

議長

どうぞ。

18番委員

農地転用の場合、500平米以下、住宅、宅地を建てるの500平米以下とってそういう基準はあるのかな。

議長

どうぞ。

事務局

分家住宅の場合は、自分が使ってる土地を含めて、転用する面積も含めて500平米というふうになっております。

議長

これは県の指導なんですね。農家は農舎なんかがあるけん、1,000平米という。ほんで、500平米は一つの目安として非農家であれば。

18番委員

1番の分やけど、実際は500ちょっと超えるんやけど、499に合わせて。

議長

それは農地法とは別問題やけど、499にすんのはこれやっばり、これ。土地家屋調査士とか司法書士、そこら辺商売人が……。

事務局

分筆して500以内にしてます。

議長

というんが499、500超えるんと、未満というんとで、税金がうんと違う。

21番委員

それと早うおる。

議長

ほかに。

(なし の声あり)

ないようでしたら、議案第2号を承認することにご異議ございませんか。

異議なしと言ってくれるほうが議事録を作成しやすい。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第2号を承認いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題いたします。

事務局 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

【議案第3号1番2番について 議案書を基に朗読】

議長 皆さんのほうから何かご質問等ございましたら、お願いいたします。

事業計画変更ということで、特段、一般的な事業計画変更ということなんで。もう何回も1番も2番も。

ご意見ございませんか。

(なし の声あり)

特段ないようございますので、議案第3号を承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、承認いたします。

続きまして、議案第4号 農業経営改善計画認定申請に対する意見の決定についてを議題いたします。

事務局 議案第4号 農業経営改善計画認定申請書。

農業経営改善計画認定申請書が町へ提出されました。有効切れにつき5年間の延長です。代表者については、●●●●氏から●●●●氏へ変更となっています。主な内容といたしまして、県のオリジナル品種のおいでまいを生産できるように乾燥機の設備を導入する計画となっております。農業委員会に意見を求められていますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議長 ということで、ご意見ございませんか。

(なし の声あり)

そういうことで、よろしいでしょうか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第4号を承認いたしました。

続きまして、報告ということで事務局申し上げます。

事務局長

それでは、事務局よりご報告いたします。案件が2件ございます。

1点目は、平成28年度活動点検評価及び平成29年度活動計画について。

2点目は、平成30年度農地利用最適化推進施策等に関する改善意見についてでございます。

事務局

【その他2点について事務局より説明】

議長

以上でということでございますが、全体を通して何か皆さんのほうから何かございましたら。

(なし の声あり)

ないようでしたら、これで閉会いたしたいと思います。どうもありがとうございました。

